日本経済法学会2026年大会

日本における
カルテルを巡る法の生成と展開
～昭和20年代後半から昭和50年代までを中心に～

2026年10月17日

朝日大学法学部
講師　廣瀬 翔太郎

本報告の構成

1. はじめに
2. 昭和20年代後半～昭和30年代前半
   - 独占禁止法昭和28年改正
   - 適用除外立法の制定・拡大
   - 産業調整法案
   - 独占禁止法昭和33年改正法案
3. 昭和30年代後半～昭和40年代
   - 特定産業振興臨時措置法案
   - 個別法の運用実績
4. 昭和50年代
   - 特定不況産業安定臨時措置法
5. 現代への示唆
6. まとめ

本報告の構成

1. はじめに
2. 昭和20年代後半～昭和30年代前半
   - 独占禁止法昭和28年改正
   - 適用除外立法の制定・拡大
   - 産業調整法案
   - 独占禁止法昭和33年改正法案
3. 昭和30年代後半～昭和40年代
   - 特定産業振興臨時措置法案
   - 個別法の運用実績
4. 昭和50年代
   - 特定不況産業安定臨時措置法
5. 現代への示唆
6. まとめ

はじめに

問題背景

- カルテルは原則として違法とされ（独占禁止法2条6項、3条）、特に平成10年代以降、その法執行が徹底されてきた。
- 他方、近年は社会的要請から、カルテル許容の必要性が指摘される場面が増加。
  - グリーン、経済安全保障　→ 独占禁止法の解釈の「明確化」
  - 地方の基盤的サービスの維持 → 地銀・バス特例法
    （地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号））
- カルテルは、「複数の事業者が、競争を回避するために、取決めないし申し合わせ等の方法により互いに自らの行動を調整する行為全般」 を指す。
  金井貴嗣＝川濵昇＝泉水文雄編著『独占禁止法〔第6版〕』（弘文堂、2018）38頁〔宮井雅明執筆〕。
- 上記定義に関する法制を「カルテル法制」とする。

本報告内、直接引用中の強調（赤字化）は全て報告者による。

はじめに

問題の所在

「自由競争経済秩序以外の利益」→「公共の利益」を考慮する必要がある場面について、
独占禁止法の枠内に取り込めない場合にどうするのか？
→ 立法者による適用除外立法（個別法）の制定
　→ 地銀・バス特例法上の共同経営に関する協定の締結
　　許容方式　：　国土交通大臣認可、公正取引委員会協議
　　最終判断権　：　国土交通大臣
　　公正取引委員会の関与　：　協議

最終判断権
→ 法律に規定されている適用除外カルテルの可否について、行政段階において確定的に決定する権限、とする。

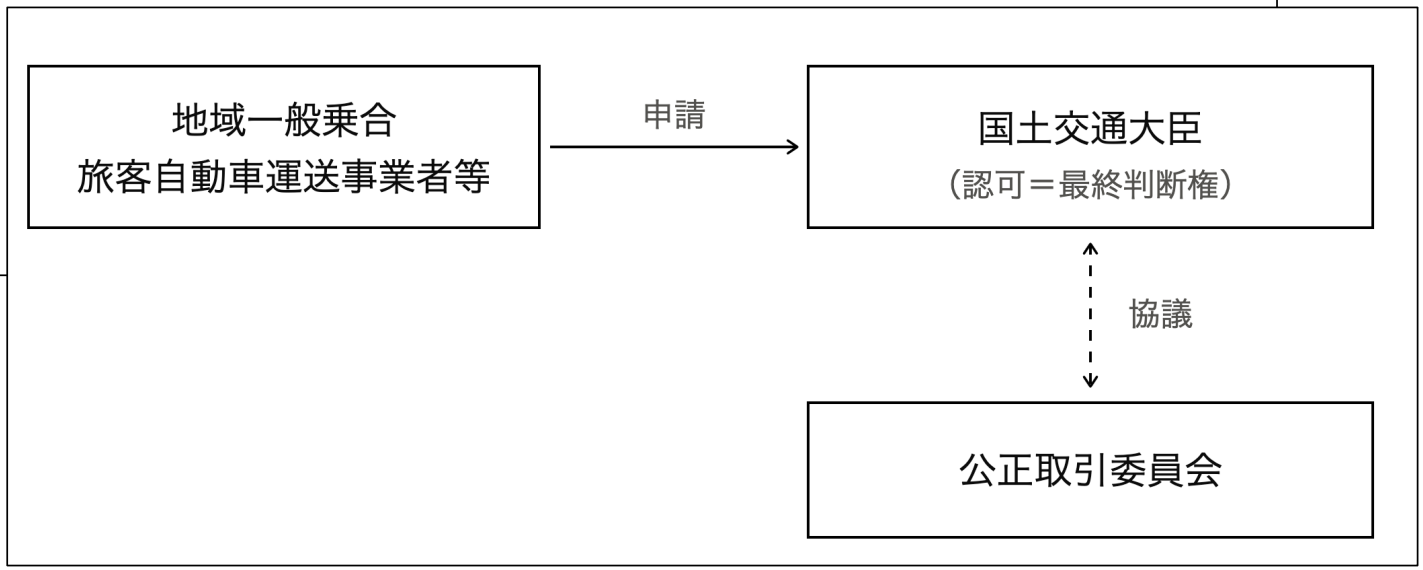

はじめに

独占禁止法の解釈では判断できない領域。
→ 自由競争経済秩序以外の利益

独占禁止法の解釈で判断できる領域。
→ 自由競争経済秩序

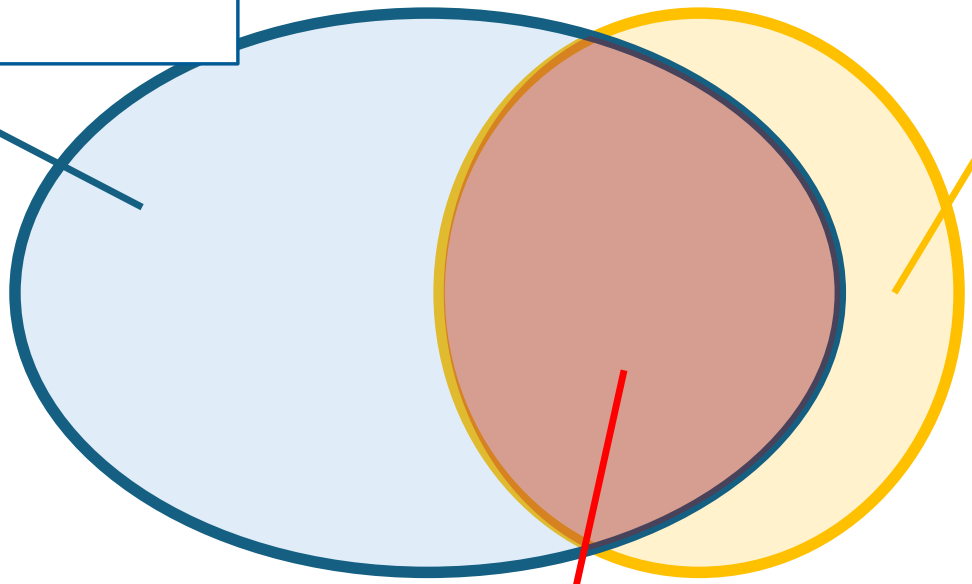

独占禁止法の解釈において、
① 目的の正当性、手段の相当性の観点（日本遊戯銃協同組合事件（東京地判平成9年4月9日判時1629号70頁））から、
又は、
② 自由競争経済秩序とそれ以外の利益との比較衡量の観点（石油価格協定刑事事件（最判昭和59年2月24日刑集38巻4号1287頁））から、判断できる領域。

はじめに

分析手法

- わが国のカルテル法制の歴史を分析することで、「自由競争経済秩序以外の利益」をも守る必要がある場合に、何を適用除外の枠内で判断する領域としていたのか（そもそもそのような領域はあるのか）。加えて、どのように適用除外立法を規定していたのか、特に本報告では、業種横断的な適用除外立法を中心として、その許容方式（最終判断権の所在、最終判断権を持たない省庁の関与）に絞って明らかにする。
- 分析対象期間は、昭和20年代後半～昭和50年代とする（経済産業省が「伝統的産業政策」と位置付ける時期と重なる）。経済産業省経済産業政策局競争環境整備室「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集 背景と検討経緯」（2025年12月）5枚目。
- 独占禁止法では判断できないとされて適用除外立法が行われた領域を、主な検討対象とする。本報告は、そうした領域の範囲・規定内容・実際の運用を明らかにすることで、独占禁止法の枠内で判断できる領域を外側から画定することを試みる。
- 内容としてはカルテルを許容する手法を取り上げる。しかし、報告者が、適法となるカルテルの場面・範囲を増やすべきだ、と主張・示唆するものではない。

カルテルの適用除外の方法

許容方式

- 設定命令 → 戦前に広く認められていたもの（戦後は地方鉄道法などごく一部）
- 事前届出制 → 主務大臣のチェックが事前に①行われないもの（海上運送法）、
  ②行われるもの（輸出入取引法上の輸出業者の輸出取引に関する協定）
- 認可制 → 事業者側のカルテル結成の申請を公正取引委員会や主務大臣が許容するもの
- 指示制 → 主務大臣が事業者側にカルテル結成を指示するもの

金沢良雄『独占禁止法の構造と運用』（有斐閣、1979）206-208頁（初出：「独禁法適用除外カルテルの法律問題（上）」公正取引175号（1965））をもとに報告者作成。

本報告の構成

1. はじめに
2. 昭和20年代後半～昭和30年代前半
   - 独占禁止法昭和28年改正
   - 適用除外立法の制定・拡大
   - 産業調整法案
   - 独占禁止法昭和33年改正法案
3. 昭和30年代後半～昭和40年代
   - 特定産業振興臨時措置法案
   - 個別法の運用実績
4. 昭和50年代
   - 特定不況産業安定臨時措置法
5. 現代への示唆
6. まとめ

独占禁止法上の不況カルテル（昭和28年～平成11年）

- 結成主体　：　「生産業者等」（産業分野の限定なし）
- 許容行為　：　原則：生産数量、販売数量、設備の制限
  例外：対価の決定（技術的理由又は事態を克服できない場合）
- 許容方式　：　公正取引委員会認可、主務大臣協議

→ 最終判断権　：　公正取引委員会
　主務大臣の関与　：　協議

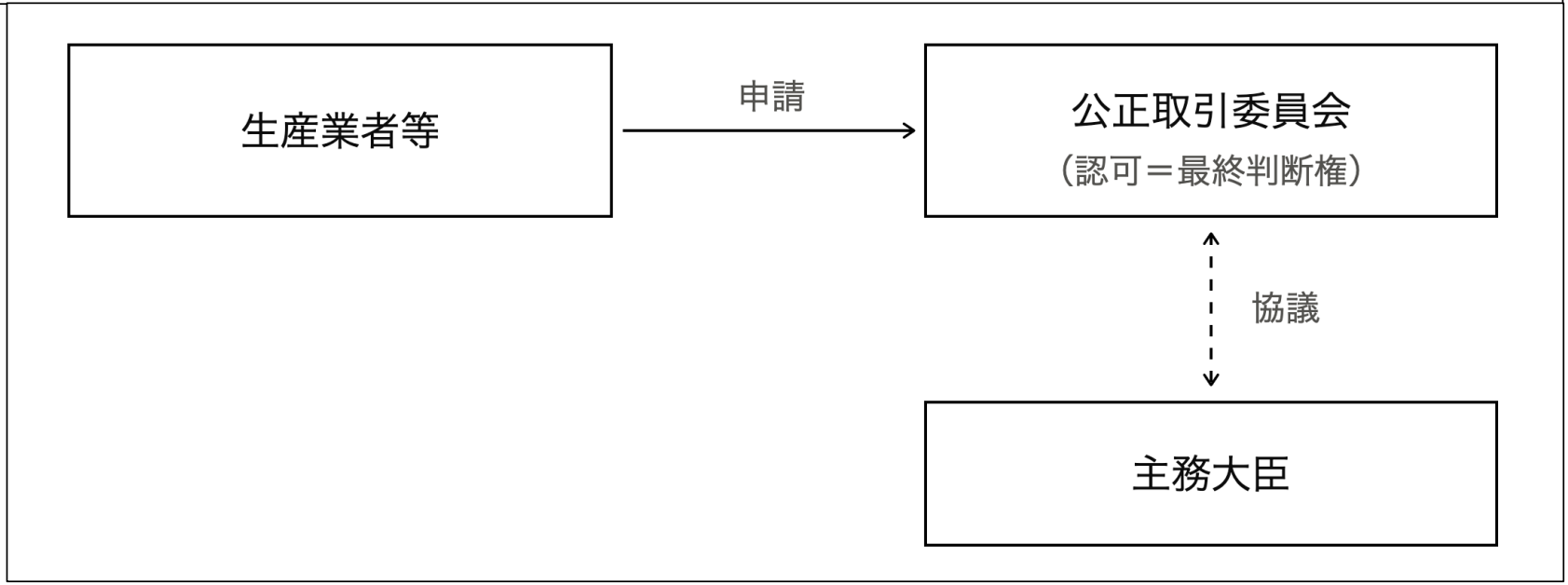

適用除外立法の拡大

公正取引委員会独占禁止政策二十年史編集委員会『独占禁止政策二十年史』（大蔵省印刷局、1968）166-169頁（以下「二十年史」）、公正取引委員会事務局編『独占禁止政策三十年史』（大蔵省印刷局、1977）765頁（以下「三十年史」）をもとに作成。

産業	法律名	法令番号	規定内容／改正内容
中小企業関係	特定中小企業の安定に関する臨時措置法 → 中小企業安定法	昭和27年法律第294号	アウトサイダー規定、調整組合の生産・設備制限
		昭和28年法律第140号	恒久化、業種を政令指定、カルテル範囲の拡大
		昭和29年法律第145号	団体統制方式の命令を追加
		昭和30年法律第169号	過当競争による調整措置を追加
	→ 中小企業団体の組織に関する法律	昭和32年法律第185号	加入命令の導入
	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	昭和28年法律第7号	アウトサイダー規定、酒類業組合の製造等の制限
		昭和34年法律第203号	カルテル範囲の拡大
	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律	昭和32年法律第164号	アウトサイダー規定、価格カルテル等
貿易関係	輸出取引法 → 輸出入取引法	昭和27年法律第299号	輸出カルテル
		昭和28年法律第188号	アウトサイダー規定、輸入まで対象を拡大
		昭和30年法律第140号	生産業者等の国内取引にまで対象を拡大 公正取引委員会の関与：「同意」→「協議」
		昭和32年法律第151号	輸入カルテルの範囲の拡大
	輸出水産業の振興に関する法律	昭和29年法律第154号	アウトサイダー規定
		昭和32年法律第146号	調整事業の拡大
	硫安工業合理化及び 硫安輸出調整臨時措置法	昭和29年法律第173号	輸出向け国内カルテル
		昭和34年法律第49号	対象期間を延長

適用除外立法の拡大

二十年史・166-169頁、三十年史・765頁をもとに作成。

産業	法律名	法令番号	規定内容／改正内容
不況関係	石炭鉱業合理化臨時措置法	昭和30年法律第156号	指示カルテル
		昭和33年法律第96号	対象期間を延長
	繊維工業設備臨時措置法	昭和31年法律第130号	指示カルテル
		昭和34年法律第132号	カルテル範囲の拡大
		昭和35年法律第122号	アウトサイダー規定
	生糸製造設備臨時措置法	昭和32年法律第140号	認可カルテル（設備処理）
合理化関係	機械工業振興臨時措置法	昭和31年法律第154号	指示カルテル
		昭和32年法律第141号	指示者を通商産業大臣から主務大臣に変更
		昭和36年法律第47号	対象期間を延長、カルテル範囲の拡大
	電子工業振興臨時措置法	昭和32年法律第171号	指示カルテル

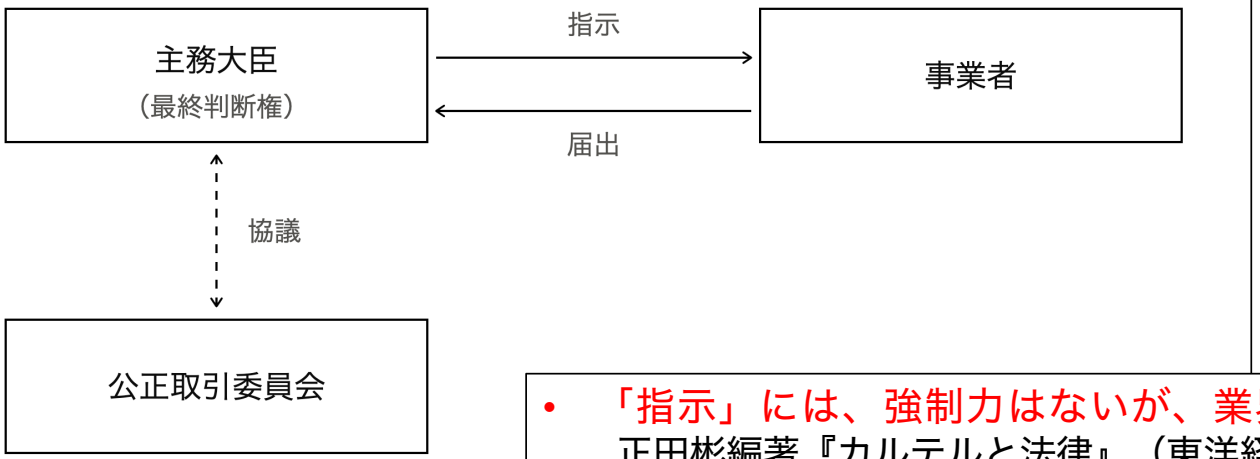

- 「指示」には、強制力はないが、業界に相当影響力を持つ、とされていた。
  正田彬編著『カルテルと法律』（東洋経済新報社、1968）290頁〔厚谷襄児執筆〕。

適用除外立法の拡大

許容方式

- 一般的な個別法：主務大臣認可、公正取引委員会協議
- 指示カルテル：主務大臣指示、公正取引委員会協議

→ 個別法上の適用除外カルテルの最終判断権は主務大臣で、公正取引委員会の関与は協議が基本
（輸出入取引法昭和30年改正では、公正取引委員会の「同意」が「協議」に改正された）。

昭和20年代後半から30年代前半までの特徴・状況

- 昭和27年の2つの適用除外立法（特定中小企業の安定に関する臨時措置法と輸出取引法）が従来と異なるのは、「カルテルの安定化、合理化機能に着目し、それぞれの産業政策目的実現のために積極的にこれを利用するもの」だったという点にある。

長谷川古『日本の独占禁止政策』（国際商業出版、1998）107頁。
通商産業行政研究会編『現代行政全集14 通商産業（I）』（ぎょうせい、1983）120頁も同旨。

- 適用除外立法が「競争制限的効果の比較的少ないものから漸次競争制限的効果の強いものへと拡張されて行く傾向」を持っている。　二十年史・157頁。

- 「日本の産業中、カルテルのない業種は、ほとんど数えるに足りない程であろう」。

公正取引委員会「昭和32年度年次報告」（1958）35頁。

不当な取引制限とその例外との関係

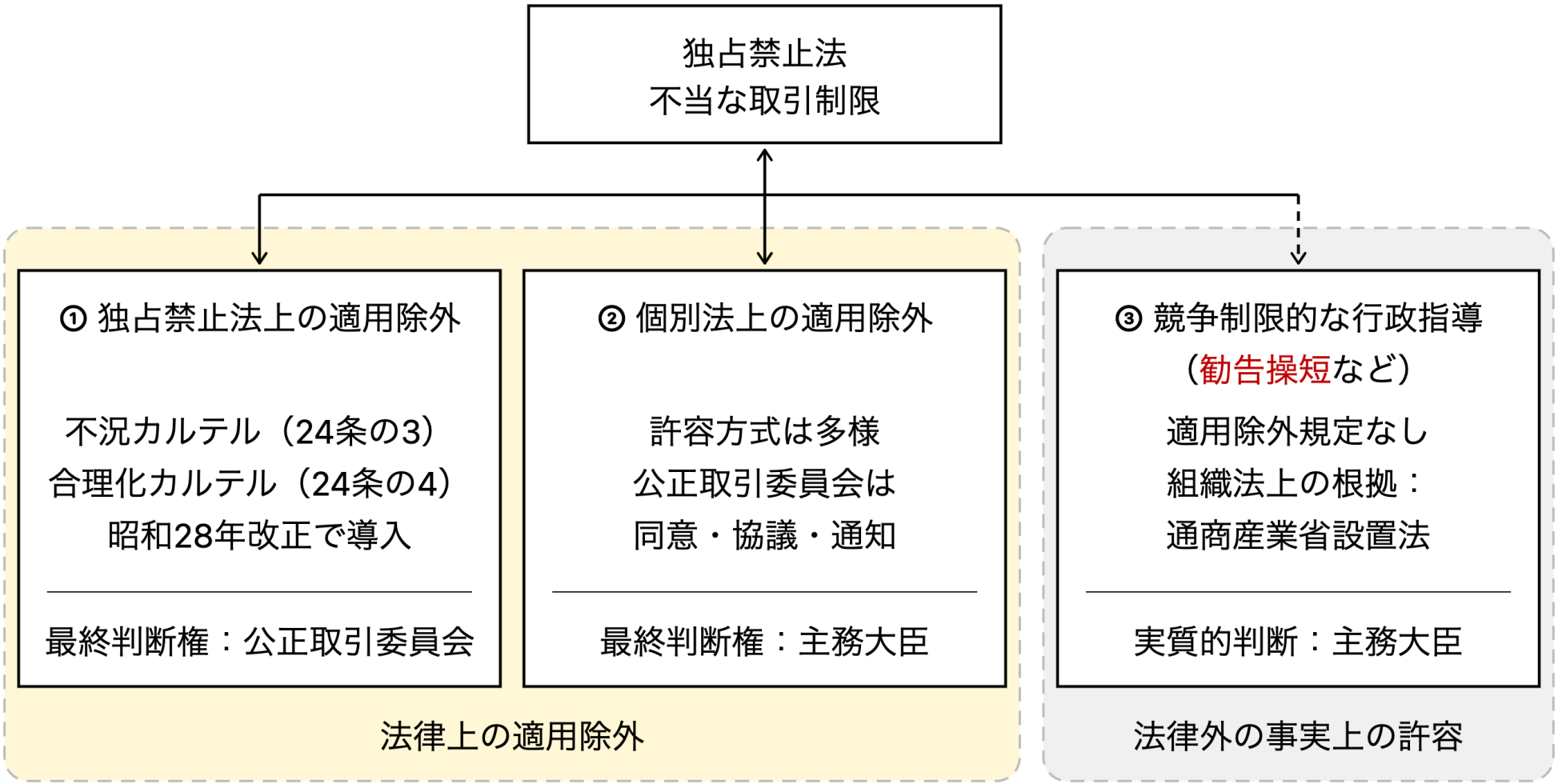

産業調整法案（昭和31年）上の適用除外カルテル

- 結成主体　：　「事業者」
- 対象産業　：　「国民経済上重要な産業であって、法令で定めるもの」
  （鉄鋼業、化学工業、非鉄金属工業、機械工業等のうち重要な業種を予定）
- 許容行為　：　原則：「事業活動の制限に関する共同行為」（種類は原則として制限せず）
  目的：(イ)企業合理化、(ロ)過当競争への対処、(ハ)変動の激しい商品の需給安定、
  (ニ)不足物資対策、(ホ)需要家保護
  例外：価格、設備の制限、共同販売・共同購入（需給調整機関の設置等）は、
  (ロ)～(ニ)の場合に限定（他の方法によることが困難なときに限る）
- 許容方式　：　通商産業大臣指示（承認）、公正取引委員会協議又は通知
  → 最終判断権　：　通商産業大臣
  公正取引委員会の関与　：　協議／通知

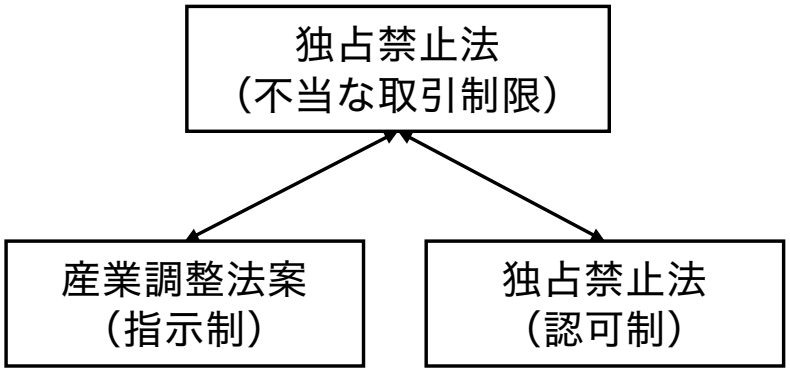

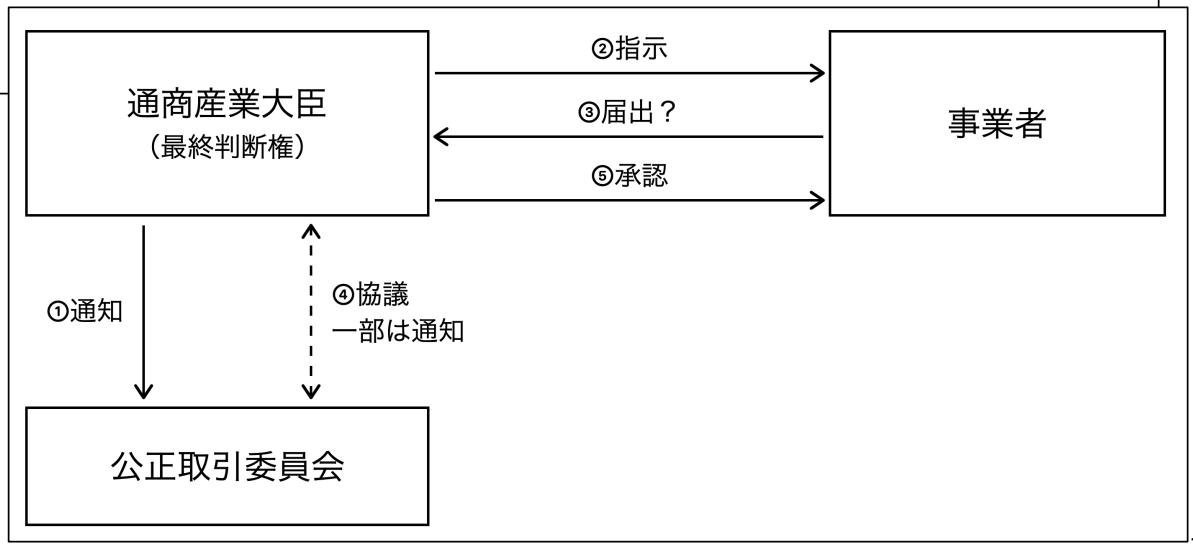

昭和33年改正法案上の不況カルテル

- 結成主体　：　「生産業者等」又は「販売業者等」
- 許容行為　：　原則：「その他の事項に係る共同行為」（限定列挙から例示列挙へ）
  例外：価格カルテル、独占的買取機関の設立等（技術的理由又は事態を克服できない場合）
- 許容方式　：　公正取引委員会認可、主務大臣協議

→ 最終判断権　：　公正取引委員会
主務大臣の関与　：　協議
申請窓口　：　主務大臣。
主務大臣は公正取引委員会に「必要な意見」を付すことができる。

↑「官僚統制へ移行する重大な契機を、制度的にも設けたもの」。
正田彬「独占禁止法改正法案の問題点（三）」財経詳報198号（昭和33年11月3日）7頁。

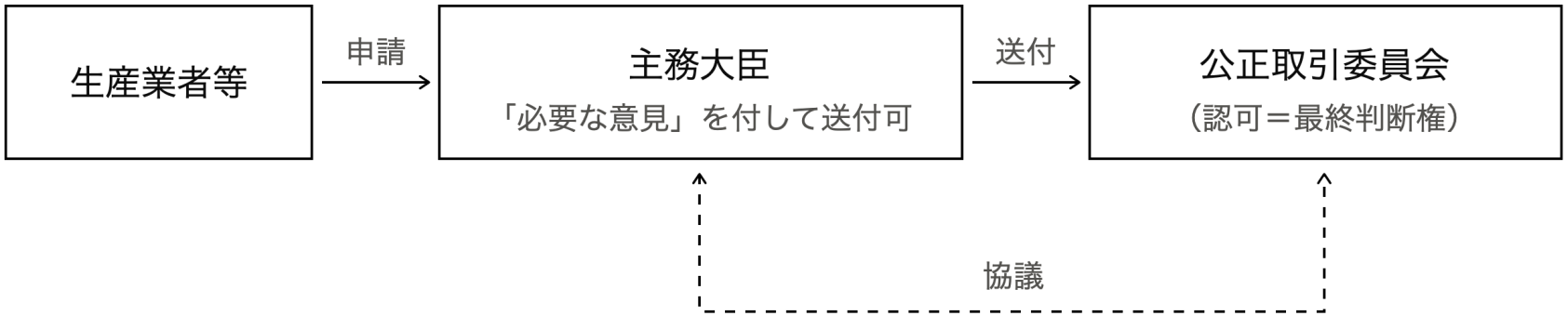

本報告の構成

1. はじめに
2. 昭和20年代後半～昭和30年代前半
   - 独占禁止法昭和28年改正
   - 適用除外立法の制定・拡大
   - 産業調整法案
   - 独占禁止法昭和33年改正法案
3. **昭和30年代後半～昭和40年代**
   - **特定産業振興臨時措置法案**
   - **個別法の運用実績**
4. 昭和50年代
   - 特定不況産業安定臨時措置法
5. 現代への示唆
6. まとめ

特定産業振興臨時措置法案（特振法案）（昭和38年）の概要

特振法案上の適用除外カルテルの概要

結成主体　：　「特定産業を営む者」
対象産業　：　特殊鋼業、四輪自動車製造業、有機化学工業製品製造業、「政令で定めるもの」
振興基準　：　主務大臣、事業者団体で合意（金融機関代表、大蔵大臣も参加）
許容行為　：
1.　「品種又は生産方式の制限」
2.　「品種別又は生産方式別の生産数量の制限（前号に掲げる事項に係る共同行為を実施することが著しく困難である場合においてするものに限る。）」
3.　「生産設備の制限又は処理（設備の更新又は改良を妨げるものを除く。）」
4.　「部品の購入方法」
5.　「生産、保管又は運送施設の利用」
6.　「事業の廃止に伴う調整金の授受」
7.　「製品の規格の制限」（製品を使用する側（製造業、電気供給業のみ））
許容方式　：　公正取引委員会認可、主務大臣協議
→ 最終判断権　：　公正取引委員会
　主務大臣の関与　：　協議
　申請窓口　：　主務大臣。主務大臣は公正取引委員会に「必要な意見」を付すことができる。

特定産業振興臨時措置法案の特徴

特振法案の議論

- 本法案は、個別法案だったが、最終判断権の所在が公正取引委員会とされていた。

- 業種別立法の集積と異なり、業種横断的なカルテル許容規定であった。
- 通商産業省企業局が構想した法案だったが、各原局との思惑が必ずしも一致していなかった。

- 本法案は、①企業規模の過小性、②過当競争状態、の2点を克服するためのものとしていた。しかし、諸外国と比べて見劣りするほど企業規模が小さいわけでもなく、過当競争があるとされていたのは中小企業であり、本法案が対象とするような大企業ではなかった。→ 立法事実の不明確さ

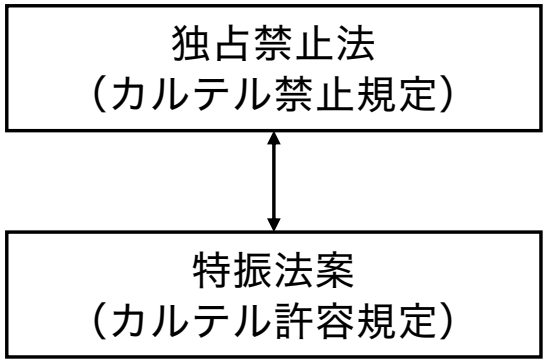

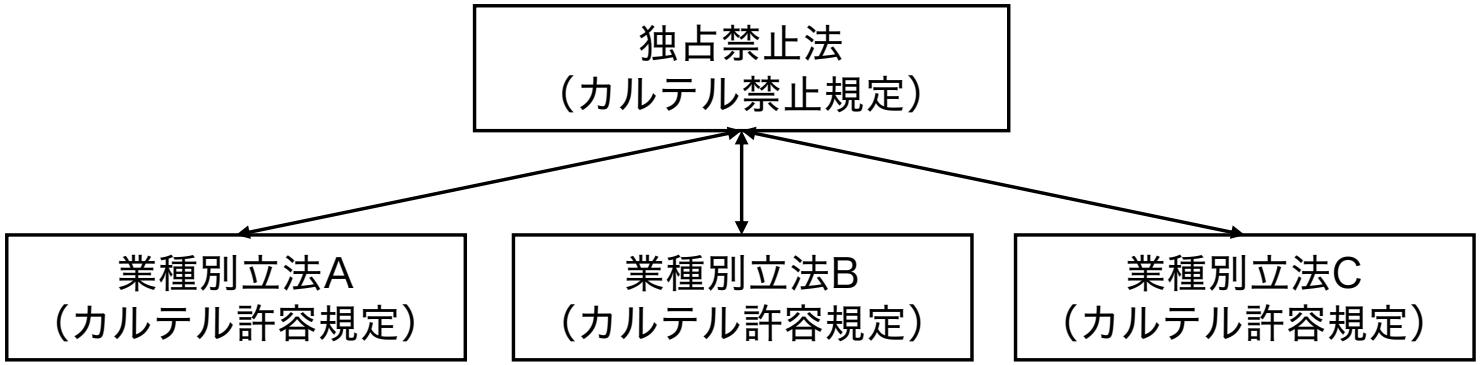

適用除外カルテルの運用実績

適用除外カルテルの運用実績

- 昭和40年不況における唯一の勧告操短が粗鋼。それ以外は独占禁止法上の不況カルテルに移行。その後の不況期もわずかな例外を除けば、明文の適用除外規定に基づいて行われるように。

- 適用除外カルテルの件数の最大は、昭和40年度末の1,079件（昭和40年不況による）。
- そのうち、中小企業団体の組織に関する法律（652件）、輸出入取引法（214件）、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（123件）（以下「上位3法」）で9割超。

- 金属鉱業等安定臨時措置法（昭和38年法律第116号。鉱産物の生産者及びその需要者による数量、価格等の取引に関する取決め）に基づくカルテル結成は0件。
- 特定繊維工業構造改善臨時措置法（昭和42年法律第82号。精紡機の錘の共同廃棄）に基づくカルテル結成は1件。
  → 適用除外カルテルが立法されても、ほとんど適用例のない個別法も存在。

- 昭和46年不況では、 特定鋼材が独占禁止法上の不況カルテルで実施（実質的には粗鋼）。
  → 担当官解説として、樋口嘉重「不況カルテルの認可状況（一）」公正取引258号（1972）10頁以下。
    → 具体的な適用除外事案に関する担当官の見解が公表されていた。

本報告の構成

1. はじめに
2. 昭和20年代後半～昭和30年代前半
   - 独占禁止法昭和28年改正
   - 適用除外立法の制定・拡大
   - 産業調整法案
   - 独占禁止法昭和33年改正法案
3. 昭和30年代後半～昭和40年代
   - 特定産業振興臨時措置法案
   - 個別法の運用実績
4. **昭和50年代**
   - **特定不況産業安定臨時措置法**
5. 現代への示唆
6. まとめ

特定不況産業安定臨時措置法（特安法）（昭和53年）の概要

特安法上の設備処理カルテルの概要

対象産業　：　平電炉業、アルミニウム製錬業、合成繊維製造業、船舶製造業、「政令で定めるもの」
許容行為　：　「設備の処理並びに当該設備の処理と併せて行うべき当該設備の新設、増設及び改造の制限又は禁止」
許容方式　：　主務大臣指示、公正取引委員会同意
→ 最終判断権　：　主務大臣
公正取引委員会の関与　：　同意

公正取引委員会の関与の仕方

- 指示カルテルで公正取引委員会の関与が「協議」ではなく「同意」である点が特徴。この点を巡って法令調整が難航したとされる。
  公正取引委員会事務総局編『独占禁止政策五十年史〔上巻〕』（公正取引協会、1997）763頁〔橋口收発言〕。
  濃野滋『霞が関30年 激動の通産行政』（時評社、1981）120頁。著者は当時の通商産業省産業政策局長。
- 「主務大臣認可、公正取引委員会同意」は、例外的位置付けながら存在（生糸製造設備臨時措置法など）。

特定不況産業安定臨時措置法の特徴

一般的な指示カルテル（協議型）

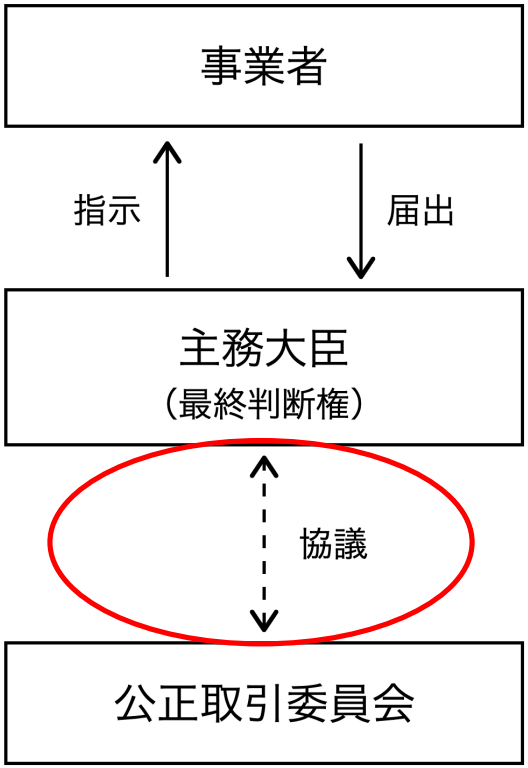

特安法（同意型）

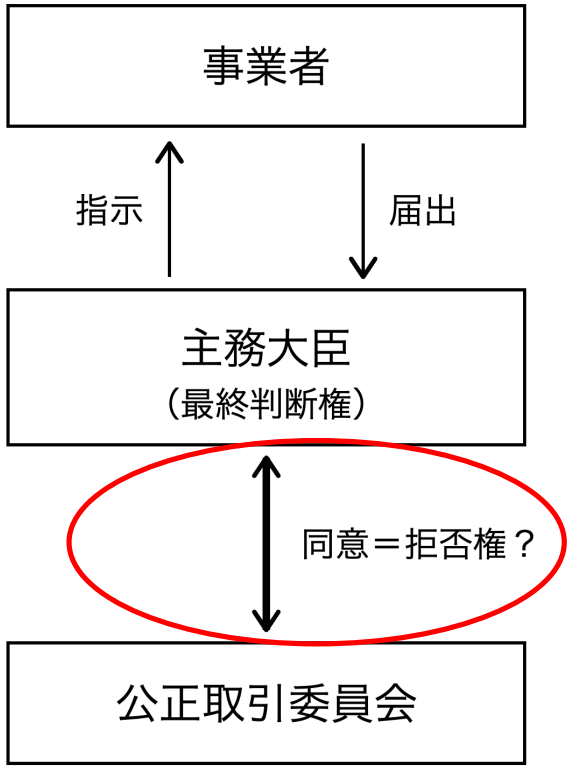

最終判断権を持たない側の関与

独占禁止法昭和28年改正にかかる国会答弁

「大体ある官庁が主となりましてある行政行為をする場合に、他の官庁の同意を得るとか、あるいは協議をするとかいうことが、ほかの場合にはたくさんあるわけでございます。この言葉の使いわけは、同意の場合は、同意がなければ絶対にその行為ができないというふうに解しておるわけでございますが、協議の場合はそれほどの強さがないのでございまして、一応相談の打切りをするというだけの意味しかないというふうに、最近の法制局等では、大体そういう言葉の使いわけをしておる……。」

「第16回国会 衆議院経済安定委員会議録」19号（昭和28年7月24日）18頁5段目〔横田正俊公正取引委員会委員長答弁〕。

→ 輸出入取引法昭和30年改正にかかる国会答弁も同様の前提。

「第22回国会 衆議院商工委員会議録」42号（昭和30年7月14日）4頁5段目-5頁2段目〔横田正俊公正取引委員会委員長答弁〕。

考え方

- 横田答弁のとおり、関与度合いとしては、「同意」＞「協議」が基本的考え方。
- 「同意」がない場合には認可・指示はできないが、「協議」が整わずとも認可・指示ができる。
- 他方、両者で実際の運用上の差異はないとされる（「協議」であっても合意を目指す）。

遠藤文夫「行政機関相互の関係」
雄川一郎＝塩野宏＝園部逸夫編『現代行政法大系 第7巻』（有斐閣、1985）187頁。
林修三『法令用語の常識〔第3版〕』（日本評論社、1975）71頁。
金沢良雄『独占禁止法の構造と運用』（有斐閣、1979）214頁
（初出：「独禁法適用除外カルテルの法律問題（下）」公正取引176号（1965））。
正田彬編著『カルテルと法律』（東洋経済新報社、1968）290頁〔厚谷襄児執筆〕。

本報告の構成

1. はじめに
2. 昭和20年代後半～昭和30年代前半
   - 独占禁止法昭和28年改正
   - 適用除外立法の制定・拡大
   - 産業調整法案
   - 独占禁止法昭和33年改正法案
3. 昭和30年代後半～昭和40年代
   - 特定産業振興臨時措置法案
   - 個別法の運用実績
4. 昭和50年代
   - 特定不況産業安定臨時措置法
5. **現代への示唆**
6. まとめ

適用除外カルテルの許容方式

独占禁止法上の 不況カルテル	昭和33年改正法案 ＋ 特振法案	上位3法 （一般的な個別法）	特安法以外の 指示カルテル	特安法
公正取引委員会認可 主務大臣協議	公正取引委員会認可 主務大臣協議	主務大臣認可 公正取引委員会協議	主務大臣指示 公正取引委員会協議	主務大臣指示 公正取引委員会同意
最終判断権				
公正取引委員会	公正取引委員会	主務大臣	主務大臣	主務大臣
最終判断権を持たない側の関与				
主務大臣協議	主務大臣協議	公正取引委員会協議	公正取引委員会協議	公正取引委員会同意
	申請窓口と最終判断権を分ける形式	輸出入取引法は届出制とする協定もある。		

最終判断権：　認可／指示
最終判断権を持たない側の関与：　同意 ≧ 協議 ＞ 通知

「通知」の例として、
内航海運組合法（昭和32年法律第162号）。
構想段階では、産業調整法案がある。

現在の公正取引委員会の説明

現在の公正取引委員会による適用除外制度への懸念の説明

① グローバルに事業展開する日本企業は、日本では適用除外とされていても、海外競争当局から違反と判断されるリスクがあること。

② いわゆるグリーンウォッシュの危険性を高め、わが国経済の発展やイノベーションの促進にマイナスの影響を与え得ること。

③ 適用除外制度の在り方によっては、独占禁止法上の問題の検討作業に加えて、適用除外の該当性の検討作業が必要になり、結果的に企業の負担が増す可能性があること。

鈴木健太編著『独占禁止法 グリーンガイドライン』（商事法務、2024）11頁〔鈴木健太執筆〕。
公正取引委員会「『グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方（改定案）』に対する意見の概要及びそれに対する考え方」（令和6年4月24日公表）意見7に対する考え方（4-5頁）。

歴史分析から

歴史分析から明らかになった適用除外制度への懸念

- 明確な立法事実がない場合にも適用除外立法が構想されていた場合があること（前記スライド19）。
- 一度、立法されると、その対象が広がったり、強化されたりする懸念があること（前記スライド11～13）。
- 適用除外立法は時限法が多いが、当該適用除外立法が延長されたり、実質的に恒久化されたりすることがあること（前記スライド11、12）。
- 立法されても適用例がほとんどない場合もあること（前記スライド20）。
- 長期的には、産業の新陳代謝を遅らせる負の影響を与え得ること（例えば、後藤晃＝鈴村興太郎編著『日本の競争政策』（東京大学出版会、1999）394頁〔鈴村興太郎執筆〕に同旨）。

省庁間の連携枠組み

例外は最小限に、を前提とした例外の構築

- 適用除外規定を含む個別法では、公正取引委員会以外が最終判断権を持つことが定石である。
- しかし、独占禁止法の枠内で判断できない利益についても、特に業種横断的な構想がなされた場合には公正取引委員会が適用除外の枠組みで判断するという方法も選択肢となり得るのではないか？

  → 公正取引委員会の独立性・専門性という観点から正統性がある。
  どの分野であれ、更に的確な判断ができる公正取引委員会の体制構築が求められる。

  → 例えば、産業官庁から公正取引委員会への専門的知見のインプットを制度化することも一手か。

現状と課題

- 現状、個別法上の適用除外カルテルについて、公正取引委員会と主務大臣との連絡規定が明文で規定され、公正取引委員会が関与する構造である点自体は良い。
- しかし、公正取引委員会と主務大臣が、認可要件に基づいてどのような検討を行ったのか、当局からの説明が十分に公表されていない（ブラックボックス化）。

栗田誠「公的規制の下にある産業に対する法的規整の枠組：『規制法と競争法の「相互浸透」』のその後」栗田誠＝武生昌士編著『公的規制の法と政策』（法政大学出版局、2022）192-193頁、199頁、柳武史『独占禁止法における社会公共目的の役割：グリーン社会・SDGsの実現に向けて』（中央経済社、2026）183頁から着想を得て作成した。

本報告の構成

1. はじめに
2. 昭和20年代後半～昭和30年代前半
   - 独占禁止法昭和28年改正
   - 適用除外立法の制定・拡大
   - 産業調整法案
   - 独占禁止法昭和33年改正法案
3. 昭和30年代後半～昭和40年代
   - 特定産業振興臨時措置法案
   - 個別法の運用実績
4. 昭和50年代
   - 特定不況産業安定臨時措置法
5. 現代への示唆
6. まとめ

まとめ

歴史分析から見えた今後の課題

① 全体を通じて、産業官庁は、競争以外の利益（主に当時の産業政策）の反映を適用除外立法等を通じて試みていた。他方、競争の価値を考慮する姿勢がほとんどなく、公正取引委員会との対立が目立っていた。
→ 現在の公正取引委員会は、ガイドラインや事例集等を通じた独占禁止法の解釈の「明確化」を試みている。競争以外の価値も検討に入れている？

② 競争以外の価値を反映させつつ、競争の価値も反映する仕組みの在り方。
→ 適用除外カルテルの最終判断権の所在
- 独占禁止法上（昭和28年～平成11年） → 公正取引委員会
- 業種横断的な個別法上 → 公正取引委員会（特振法案）、主務大臣（産業調整法案、特安法）
- 業種別の個別法上 → 主務大臣（現在の地銀・バス特例法も同型）

→ 最終判断権を持たない側の関与 ： 同意 ≧ 協議 ＞ 通知

③ 独占禁止法上の適用除外カルテルは、担当官解説が『公正取引』に掲載されることも。
→ 事業者・産業官庁の双方にとって、独占禁止法の枠内に取り込める領域の明確化。

本報告のもとになった既刊論文

論文①（独占禁止法昭和28年改正）

拙稿「カルテル法制史から見る『競争』と『規制』：独占禁止法昭和28年改正に至る議論を中心に」法学政治学論究137号（2023）213-254頁。

論文②（昭和28年改正後～昭和30年代前半）

拙稿「カルテル法制史における法の許容とその評価：独占禁止法と適用除外カルテル法を巡る昭和30年代前半の議論を中心に」法学政治学論究139号（2023）295-335頁。

論文③（昭和30年代後半）

拙稿「カルテル法制史における昭和30年代後半の法による許容の展開：特定産業振興臨時措置法案の議論を中心に」法学政治学論究142号（2024）83-128頁。

論文④（昭和40年代）

拙稿「カルテル法制史における高度経済成長期の展開：カルテル許容の変遷を中心に」法学政治学論究144号（2025）229-271頁。

論文⑤（独占禁止法昭和52年改正）

拙稿「カルテル法制史における昭和50年代前半の展開：独占禁止法昭和52年改正と特定不況産業安定臨時措置法を中心に（1）」法学政治学論究148号（2026）1-49頁。

論文⑥（昭和50年代前半（昭和52年改正除く））

拙稿「カルテル法制史における昭和50年代前半の展開：独占禁止法昭和52年改正と特定不況産業安定臨時措置法を中心に（2・完）」法学政治学論究149号（2026）45-85頁。

論文⑦（昭和50年代後半）

拙稿「カルテル法制史における昭和50年代後半の展開」経営実務法研究28号（2026）33-48頁。

拙稿とカルテル法制史の関係

論文	時期	主な事項
①	昭和20年代後半	• 独占禁止法昭和28年改正 • 競争制限的な行政指導に対する公正取引委員会の対処（一部対応）
②	昭和30年代前半	• 適用除外立法の制定・強化・拡大 • 独占禁止法昭和33年改正の国会提出・廃案 • 競争制限的な行政指導への対処（ほぼ無対応） • 事件化されることがほとんどない状況
③	昭和30年代後半	• 特振法案の国会提出・廃案 • 競争制限的な行政指導に対する公正取引委員会の対処（勧告操短に厳格に）
④	昭和40年代前半	• 競争制限的な行政指導の減少 • 競争制限的な行政指導から独占禁止法上の不況カルテルへ
	昭和40年代後半	• 事業者団体規制から不当な取引制限の適用へ • 石油危機に対処する立法（国民生活安定緊急措置法、石油需給適正化法）
⑤ ⑥	昭和50年代前半	• 独占禁止法昭和52年改正（課徴金制度の導入（成立）。価格の原状回復命令（不成立）、原価公表（同調的価格引上げの報告徴収に変更）の構想） • 特安法の制定
⑦	昭和50年代後半	• 土木建築業における談合への独占禁止法の適用 • 特定産業構造改善臨時措置法の制定（特安法の改正）